第87号議案

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正する条例 ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例(平成27年ふじみ野市条例第 45号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

3 9	市長	ふじみ野市障害者移動支援事業実施要綱(平成18年ふじみ野
		市告示第227号)による外出のための支援に関する事務であ
		って規則で定めるもの
4 0	市長	ふじみ野市日中一時支援事業実施要綱(平成18年ふじみ野市
		告示第230号)による日中における活動の場の確保に関する
		事務であって規則で定めるもの
4 1	市長	ふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱(平成
		18年ふじみ野市告示第232号)による創作的活動又は生産
		活動の機会の提供に関する事務であって規則で定めるもの
4 2	市長	ふじみ野市心身障害者等日常生活用具給付等実施要綱(平成2
		6年ふじみ野市告示第143号)による日常生活用具の給付又
		は貸与に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

2 3	市長	ふじみ野市障害者移動支援事	生活保護に関する情報、個人市
		業実施要綱による外出のため	民税の課税に関する情報
		の支援に関する事務であって	
		規則で定めるもの	
2 4	市長	ふじみ野市日中一時支援事業	生活保護に関する情報、個人市
		実施要綱による日中における	民税の課税に関する情報
		活動の場の確保に関する事務	
		であって規則で定めるもの	
2 5	市長	ふじみ野市地域活動支援セン	生活保護に関する情報、個人市
		ター機能強化事業実施要綱に	民税の課税に関する情報
		よる創作的活動又は生産活動	
		の機会の提供に関する事務で	
		あって規則で定めるもの	
2 6	市長	ふじみ野市心身障害者等日常	生活保護に関する情報、個人市
		生活用具給付等実施要綱によ	民税の課税に関する情報
		る日常生活用具の給付又は貸	
		与に関する事務であって規則	
		で定めるもの	

別表第3に次のように加える。

	+ =	といり、取土陸中か	+ m++ F	分日亜胆体体和 14.14
1 1	市長	ふじみ野市障害者	市町村長	住民票関係情報、地方税
		移動支援事業実施		関係情報
		要綱による外出の	都道府県知事	生活保護に関する情報
		ための支援に関す	等	
		る事務であって規		
		則で定めるもの		
1 2	市長	ふじみ野市日中一	市町村長	住民票関係情報、地方税
		時支援事業実施要		関係情報
		綱による日中にお	都道府県知事	生活保護に関する情報
		ける活動の場の確	等	
		保に関する事務で		
		あって規則で定め		
		るもの		
1 3	市長	ふじみ野市地域活	市町村長	住民票関係情報、地方税
		動支援センター機		関係情報
		能強化事業実施要	都道府県知事	生活保護に関する情報
		綱による創作的活	等	
		動又は生産活動の		
		機会の提供に関す		
		る事務であって規		
		則で定めるもの		
1 4	市長	ふじみ野市心身障	市町村長	住民票関係情報、地方税
		害者等日常生活用		関係情報
		具給付等実施要綱	都道府県知事	生活保護に関する情報
		による日常生活用	等	
		具の給付又は貸与	-	
		に関する事務であ		
		って規則で定める		
		もの		

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月29日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

個人番号を利用する事務等を追加するため、ふじみ野市個人番号の利用事務

等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。